

## 令和7年度第1回人権政策審議会 後日ヒアリングシート まとめ

審議会終了後、当日御発言いただいた事項以外で補足、追加事項のヒアリングを実施し、以下3名の委員から御回答をいただきました。

## ○菅沼委員

- ・審議会の中でも発言したが、条例制定の意義を明確にするため、前文として理念をしっかり書き込んでいただく必要があるように感じている。
- ・他県の条例にもあるように、人権の世界的な動向があるかと思うが、本県の条例としては、本県での人権に係る長い歴史があり、その流れの上に今回の条例があるということが分かることと、県としての決意というようなものが読み取れるものとしていただきたいと思う。

## ○中島委員

- ・（星取表では）包括的な人権尊重条例を整備した三重県・佐賀県が「調停・仲介（助言、説示、あっせん、勧告）の欄に丸印が付いている。長野県として、もしここまで踏み込んだ条例を整備した場合、法律に詳しい委員より「法的拘束力は？・・・」、「実効性は？・・・」との意見が出されたように思う。
- ・両県が、実効性がないと分かっているがここまで踏み込んだ条例を整備した意図はどこにあるのか知りたいと思う。そこには、法的に難しい、実効性がないとしてもここまで踏み込むことによる利点があると思われる。その点をくみ取ったうえで長野県の条例を検討してほしいと考える。

## ○和田委員

- ・県の調停・あっせんなどについて、実際にどの程度のものになるのかを明らかにする必要があると思う。
  - 強制力はないとしても、それなりに意味のあるものになるのか
  - 意味のあるものにするためにはどんなことが必要なのか
  - それに関わる実務、マンパワーはどの程度のものになるか
  - そういう点で、実施している他県では実際にはどうか
- ・一由会長の言われた「前文に平和を入れる」ことに大賛成。
- ・団体などに意見を聞くとのことだが、特に人権を脅かされやすいマイノリティの方々（LGBTQ、外国人、障がい者など）に実態を聞くことが必要だと思う。大きな団体だけでなく、小さな市民グループなどにも呼びかけてはいかがか。また、そういう方々は、団体を作っていない場合・入っていない場合も多いと思う。こちらから相手を指定して意見を聞くだけではなく、幅広く県民に意見を求めてはいかがか。パブリックコメントは条例の文案を提示してそれについての意見を聞くという形になると思うが、その前の段階で「現在人権が尊重されていない事案はないか、それを改善するためにはどんなことが必要と思うか」ということを出してもらおう。こういう場合なかなか意見は集まりにくいかわかからないが、委員のいろいろなつながりで呼びかけてもらえばそれなりに出てくるのではないかと思う。